

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年12月8日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 小椋 歩

- 1 契約の概要  
キッズ前給水管漏水修繕
- 2 履行場所  
横浜市瀬谷区瀬谷町7140番地  
横浜市立上瀬谷小学校
- 3 契約日  
令和3年10月23日
- 4 履行日  
令和3年10月23日
- 5 契約金額  
253,000円-
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市西区久保町4-12  
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
令和3年10月23日の朝8時半頃、出勤した職員がキッズ前敷地内地面からの漏水を確認。地盤沈下等の安全面のリスクや、水道が止まることによる子どもたちの教育活動への影響を考え、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
横浜市の有資格者名簿から、朝10時30分頃の時点で連絡の取れた過去の実績が優良な業者を選定した。
- 9 所管課  
横浜市立上瀬谷小学校